スキー場利用約款

（目的）

第１条　当市の運営するスキー場におけるスキー・スノーボードに関する利用は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については、法令及び稚内市体育施設条例（平成１３年３月２３日稚内市条例第６号、以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（平成１３年３月２３日稚内市教育委員会規則第４号、以下「規則」という。）の定めるところによります。

（告知）

第２条　当市の運営するスキー場は、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次の各項各号の事項をご理解の上、事故なくご利用いただきますよう告知します。

２　スキー及びスノーボードは、次のような特有の危険があることを承知の上、これを自分の注意により避けるようにしてください。

（１）　雪、風、霧など天候による危険

（２）　がけ、凸凹など地形による危険

（３）　アイスバーン、吹き溜まり、雪崩など雪の状態による危険

（４）　岩石・立木など自然の障害物による危険

（５）　リフト施設、建物、雪上車両など人工の障害物による危険

（６）　他のスキーヤー・スノーボーダーとの接触による危険

（７）　自らの失敗による危険

３　スキー場管理区域の外には出ないでください。管理区域内であっても、コースに指定されていない所には出ないでください。

４　保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動はおやめください。

５　当スキー場では、この告知及び次条で定めるスキー場の行動規則の軽視及び無視による事故には責任を負いかねます。

６　第２項から第５項までの事項を承知できない方は、当スキー場のご利用をお断りいたします。

（行動規則）

第３条　当スキー場では、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

（１）　他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。

（２）　地形、天候、雪質、技能、体調混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。

（３）　前にいる人の滑走を妨害してはならない。

（４）　追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。

（５）　滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめてなければならない。

（６）　コースの中で座り込んではならない。狭い所や上から見通せないところでは立ち止まってはならない。転んだときは、素早くコースをあけなければならない。

（７）　登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。

（８）　スキー、スノーボードには、流れ止めを装着しなければならない。

（９）　掲示、標識、場内放送などの注意を守り、スキーパトロール及びスキー場係員の指示には従わなければならない。

（10）　事故にあったときは、救助活動と通報に協力し、当事者、目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

（利用者の責任）

第４条　当市は、スキー場利用者が法令及び条例、若しくはこの約款の規定を守らなかったこと等により当市が損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を求めます。

２　当市は、当市管理区域内のスキー、スノーボード等の置き場並びに駐車場における盗難等に対しても責任を負いかねます。ただし、当市に過失があった場合においては、この限りではありません。

附　則

この約款は、平成１８年１０月１日から実施します。

事業者名　　稚　　内　　市